

令和8年度第1回評価委員会

資料 1

事業報告書

2025年度

(第8期事業年度)

自：2025年4月 1日

至：2026年3月31日

地方独立行政法人茨城県西部医療機構

目次

1	理事長によるメッセージ	1
2	法人の目的・業務内容	3
3	法人の位置付け・役割	3
4	中期目標（前文抜粋）	3
5	法人の理念や運営上の方針・方略等	4
6	中期計画及び年度計画	4
7	持続的に適正なサービスを提供するための源泉	7
8	業務運営上の課題・リスク及びその対応策	8
9	実績の適正な評価の前提情報	10
10	業務の成果と使用した資源との対比	12
11	予算と決算の対比	14
12	財務諸表	15
13	財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報	17
14	内部統制の整備・運用に関する情報	18
15	法人の基本情報	19

2025（令和7）年度の茨城県西部医療機構の事業報告の前文

概要

1 理事長によるメッセージ

当法人（2018年10月設立、2026年3月末で発足7年6か月）は、実働203床の茨城県西部メディカルセンター、筑西診療所、及び2025年4月開設の「ちくせい総合健診センター」を運営しております。

茨城県西部メディカルセンターは地域の中核病院として、筑西診療所は地域包括ケア推進の要として、ちくせい総合健診センターは疾病予防の拠点として、それぞれ地域医療への貢献に努めてまいりました。しかし、「第2期中期目標期間」の最終年度にあたる2025（令和7）年度の財務・業務実績を振り返りますと、公的医療機関の責務を果たすべく尽力してきた一方で、経営面は極めて不良と言わざるを得ません。ここに状況を報告します。

主要な課題とそれらへの対応

1 財務内容および収支状況の総括

現在、当法人の財務状況は極めて不良です。コロナ感染症の補助金が終了した2023（令和5）年度に632百万円の赤字へ転落して以降も改善に至らず、2024（令和6）年度に941百万円の赤字、外来・入院患者数減や医療情報システム更新費が重なった2025（令和7）年度にも941百万円の赤字を計上しました。結果、2025（令和7）年度末の預金残額は1,026百万円まで減少し、法人としての資金確保ができない状況です。本業の収益確保と固定費見直しを急務とし、経営改善を急ぐ必要があります。

2 病院の稼働状況および救急アクセスにおける課題

茨城県西部メディカルセンターの使命は高齢者医療の安定提供と、救急医療アクセスの確保です。

2025（令和7）年度の1日平均入院患者数は161.6人と横ばいですが、肺炎等（241件）・尿路感染症（106件）・敗血症（25件）等の急性期入院を幅広く受け入れ、緊急手術への即応により年間手術件数は2,111件（前年比約69件増）と成果を上げました。

一方、疾患の多様化・慢性期化により一般急性期の重症度・看護必要度は2024（令和6）年度25.4%から2025（令和7）年度21.9%へ低下しています。入院患者は急性期からケアミックス化してきており、従来の病床構成の見直しが必要です。救急アクセスも年間応需2,545件（応需率80%）、入院率48%（1,222件）と頭打ちになっており、脳神経・呼吸器・小児科領域等におけるトリアージ体制の強化が望まれます。

3 筑西診療所における在宅医療・訪問看護の現状と移転計画

体制維持と収支改善が課題です。訪問診療は1日4.9人（年間1,071件）、訪問看護は1日15.6人（年間3,386件）と大きく伸び悩み、毎年85百万円の赤字が続いています。背景には、当初計画（常勤医3名体制）に対して医師確保が進まず、退職により体制が脆弱化した点、ならびに特に訪問看護などは、現在のスタッフ人数に見合った収益を確保できていない点があります。さらに老朽化した施設の維持に34百万円を要しており、市からの土地有効活用に応じ、診療所機能を本院内へ移転・統合し、管理部門の共有化やコスト最適化を図るべく計画しております。訪問診療・訪問看護・居宅介護支援事業は今後も継続し、地域の在宅療養を支えてまいります。

4 ちくせい総合健診センターの開設と初期運営

経営改善の柱として総額およそ1,000百万円を投じ開設しましたが、初年度は計画を大きく下回る結果となりました。収益自体は計画の80%に達したものの、当初見込んだ1日平均36人の受診には届かず、集客が伸び悩みました。

さらに深刻な状況として、開設時の計画を大幅に上回る経費の発生があります。人員体制において、医師は常勤1名・非常勤4名の計画に対して実態が常勤1名・非常勤8名に膨らみ、人件費が60百万円増加。事務職員も常勤2名・非常勤4名の計画に対して、実態が常勤4名・非常勤6名となり30百万円増加するなど、固定費が想定を大きく上回りました。これに、開設にかかる設備費用26百万円の増加も重なり、結果として初年度から100百万円の赤字を計上する事態となっております。

5 災害対策・感染対策・環境保護への取り組み

災害対策では、能登半島地震へのDMAT派遣経験を活かし、政府のDMAT大規模地震訓練へ計7名を派遣、また「医療情報システムサイバーセキュリティBCP」を新たに策定しました。感染症対応では筑西保健所等との受入訓練や連携機関とのカンファレンスを主導しました。

環境面では「ゼロカーボンシティ宣言」に協力し「ソーラーカーポート」を導入、電気代と環境負荷の削減を目指しております。また2月には初の「病院フェスタ」を開催し、317名の市民をお迎えして地域交流を深めることが出来ました。

総括

第2期中期計画の最終年度を迎え、災害対応や地域医療への貢献など公的機関としての責務を果たす一方で、当法人が直面する財務の現実には極めて不良です。地域医療のニーズに即した病床運営、そのために必要な人員確保、現実的な健診体制の見直しが必要です。

「健全な経営なくして、良質な医療の継続なし」という視点に立ち、直面する課題を一つひとつ解決して地域住民の皆様に末永く信頼される茨城県西部医療機構へと改善を図ってまいります。

地方独立行政法人茨城県西部医療機構

理 事 長 近 藤 匡

2 法人の目的・業務内容

(1) 法人の目的

法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした安全で良質な医療を提供するとともに、筑西市及び地域の医療機関と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とします。

(2) 業務の範囲

法人は、上記の目的を達成するため、次に掲げる業務を行います。

- ① 医療を提供すること。
- ② 医療に関する地域への支援を行うこと。
- ③ 医療に関する調査及び研究を行うこと。
- ④ 医療に関する従事者の研修を行うこと。
- ⑤ 災害時における医療救護を行うこと。
- ⑥ 介護保険法に基づく居宅サービスに関する業務を行うこと。
- ⑦ 介護保険法に基づく居宅介護事業に関する業務を行うこと。
- ⑧ 介護保険法に基づく指定介護予防サービスに関する業務を行うこと。
- ⑨ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

3 法人の位置付け・役割

(1) 筑西市総合計画における位置付けと役割

筑西市では、2017（平成29）年に第2次筑西市総合計画を策定し、基本理念の一つに、あらゆる世代が快適に暮らせる安心都市づくりを掲げました。

また、2022（令和4）年には第2次筑西市総合計画 後期基本計画を策定し、そのなかで、茨城県西部メディカルセンターが地域医療の拠点となって、急性期を中心とした医療を提供し、救急医療をはじめとする地域医療提供体制の一層の充実を図るものとしております。

(2) 地域医療における法人のあり方

当法人は地域医療の拠点として、関係機関と連携しながら2次救急や感染症対応、急性期医療を担うとともに、医師の働き方改革や人材確保にも注力し、経営改善を通じた収支の安定化に努めています。

各事業体の役割として、茨城県西部メディカルセンターは災害拠点病院として平時からの傷病者受け入れや有事のDMAT派遣の中核を担い、患者中心の良質な医療を提供します。筑西診療所は在宅医療を主体とし、グループ化事業等を通じた切れ目のない地域の医療・介護連携を推進しています。また、新たに開設したくせい総合健診センターは疾病予防の拠点として、地域住民の健康管理を支援してまいります。

4 中期目標（前文抜粋）

『地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）は、2018（平成30）年10月1日設立以来、「地域の中核病院として患者中心の良質な医療を提供する」を理念に掲げ、地域において急性期医療を担う中核病院として、地域住民に安全で質の高い医療の提供に努めるとともに、周辺の高度医療機関、さくらがわ地域医療センターや地域の医療機関等との機能分担や連携を図り、地域医療を支えてきた。第1期中期目標の期間中、法人においては、救急受入体制の強化、新型コロナウイルス感染症への対応、筑波大学附属病院・自治医科大学合同茨城県西部地域臨床教育センターによる医学生や臨床研修医等への支援・指導、関係機関との連携等による地域医療支援病院の承認など職員一丸となって地域医療提供体制の整備に取り組み、再編統合前の地域医療の状況を改善する成果を上げることができた。

しかし、目標とする医療人材の確保には至らず、医療提供体制の整備が遅れている状況で、新型コロナウイルス感染症の影響も加わり、医業収益が計画を大きく下回るなど経営は極めて厳しい状況になっている。一方、茨城県地域医療構想においては、政策医療について公的病院等が適切に救急医療等を提供していけるよう民間医療機関との相互協力体制を強化し、地域医療の充実を図るとともに、急性期医療の提供体制の充実や在宅医療等の需要増への取組の推進が求められている。

以上を踏まえ、市は、法人に対し、地域医療を基調とした臨床教育活動の支援を行うとともに、引き続き地方独立行政法人制度の強みを最大限に発揮し、市からの過度な繰入に頼ることなく持続的かつ自立的な経営基盤を構築し、地域の中核病院として、救急、災害時対応等の公共性の高い医療を提供することを求める。あわせて、地域医療構想の実現に向けて、地域医療構想調整会議へ参画し、茨城県及び筑西保健所と十分に連携し、機能分担による

病床機能については地域の医療ニーズを踏まえた医療提供体制の整備を行い、地域医療構想との整合を図るものとする。

また、大規模災害や新型コロナウイルス感染症など医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しながら、周辺の高度医療機関や地域の医療機関等と連携を図り、より安全で質の高い医療提供体制を構築し、住民の健康の維持・増進に寄与するため、ここに第2期中期目標を定める。』

なお、中期目標の詳細につきましては、筑西市のホームページに掲載している地方独立行政法人茨城県西部医療機構第2期中期目標をご参照ください。

5 法人の理念や運営上の方針・方略等

(1) 理念

「地域の中核病院として患者中心の良質な医療を提供します。」

(2) 基本方針

- ① 地域医療のコントロールタワーとして保健・医療・福祉の連携を推進します。
- ② 地域の住民や医療機関に開かれた医療施設とします。
- ③ 安全で心のこもった最善の医療を提供します。
- ④ 地域災害拠点病院として災害に備えます。
- ⑤ 健全で効率的な病院の運営・経営を行います。
- ⑥ 知識・技能向上のため研修に積極的に取り組みます。
- ⑦ 職員は相互の理解と敬意に基づき組織の融和に努めます。
- ⑧ 地球温暖化対策や環境保護に幅広く取り組みます。

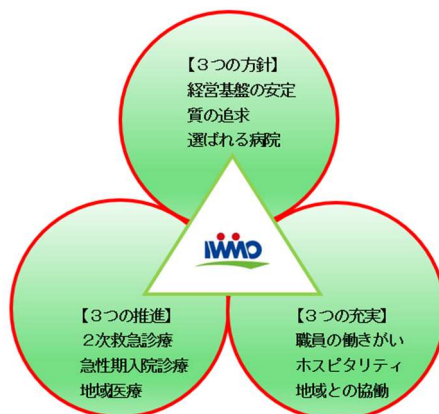
(3) 方略

茨城県西部メディカルセンターは、ミッション、ビジョン3－3－3を方略として掲げています。

① 茨城県西部メディカルセンターのミッション

2次救急及び急性期入院診療を担う中核病院として、地域の医療機関と協力し、良質な医療を提供するとともに、住民が安心して暮らせる地域（まち）づくりに貢献します。

② 茨城県西部メディカルセンターのビジョン3－3－3



6 中期計画及び年度計画

中期目標を達成するための中期計画と当該計画に基づく年度計画を作成しており、2025（令和7）年度は第2期中期計画の最終年度となります。

(1) 第2期中期計画（2022（令和4）年4月1日から2026（令和8）年3月31日まで）（前文抜粋）

『地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」という。）は、地域医療再生計画に基づき、2018年10月1日、地域の医療機関等とより良い連携や機能分担を図りながら、地域住民に安全で質の高い医療の提供に努めるために設立された。2病院が再編統合された法人は、開院直後より様々な課題を整理しつつ、さくらがわ地域医療センターや近隣の医療機関等との機能分担を図りながら運営してきた。』

第1期中期計画の期間中は、2次救急医療の完結を目指し、救急受入体制の強化を行い、入院については、平均在院日数の短縮を図りながらDPC制度を導入することができた。外来については、紹介率・逆紹介率を高め、地域医療支援病院の承認を得ることができた。

また、診療所においては、連携強化型在宅療養支援診療所として地域の診療所と連携を強化させたほか、訪

問看護ステーションについては機能強化型訪問看護管理療養費、看護体制強化加算を取得し、地域に貢献することができた。

第2期中期計画の期間中においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の対応を行い、最大の課題である優秀な人材の確保や実習生の積極的な受入れなど、人材育成の充実を図るとともに、安定した法人運営を確保するための経営基盤の強化を進めながら医療環境の変化に柔軟に対応し、診療機能の充実に取り組む。

また、国が推進する医師の働き方改革に対応するため、関連する大学病院を含めた医療機関、医師会、行政と連携や調整を図りながら法人の体制整備を行い、併せて、地域医療構想の実現に向けて持続可能な医療提供体制の在り方を地域住民とともに検討していく。

以上を踏まえ、法人は、安心、安全、質の高い医療の提供を推進し、設立団体の長である筑西市長から指示された中期目標を達成するため、中期計画を定める。』

(2) 経営強化プラン2023（本プランの位置付け抜粋）

『地方独立行政法人茨城県西部医療機構経営強化プラン2023（以下「本プラン」という。）については、「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」（令和4年3月29日付け総財準第72号総務省自治財政局長通知。以下「ガイドライン」という。）に基づき、茨城県西部メディカルセンター（以下「当院」という。）及び筑西・下妻保健医療圏の実情を踏まえ、公立病院に求められる役割を維持し、持続可能な地域医療提供体制を安定的に確保するために経営強化の取組を定めるものである。』

(3) 第2期中期計画及び2025（令和7）年度計画の概要

中期目標を達成するための中期計画及び当該計画に基づく年度計画を作成しています。中期計画と当年度に係る年度計画との関係は、以下のとおりです。

地方独立行政法人茨城県西部医療機構2025（令和7）年度計画（前文を抜粋）

第2期中期計画の最終年度となる2025（令和7）年度は、人口減少は進行するが、高齢化に伴う慢性疾患や老年性疾患の患者数増加が見込まれる。それに伴い、医療ニーズの質・量の変化、医療を取り巻く環境の変化への対応が求められている。

医療従事者の不足が深刻化する可能性があり、特に医師、看護師、介護士等の人材不足が懸念されているなかで、より効率的に医療を提供できる体制が必要となる。

労働力人口の減少を見据えた質の高い効率的な医療提供体制の構築、働き方改革を推進するとともに、チーム医療やICTによるデジタルトランスフォーメーションにも取り組み、効率性を向上させる。

また、高齢者の割合が増えるほど医療費も増大するため、健康寿命をいかに伸ばせるかが重要とされており、地域住民に対し健康や医療、疾病予防について市民健康講座等で普及啓発を行いながら、新健診センターの充実を図る。

筑西診療所においても、引き続き地域から求められている医療課題に積極的に対応する。特に法人としては、引き続き2040（令和22）年度までに「支え手となる現役世代」が急速に減少し、医療従事者の確保が困難になる点を踏まえ「医療従事者の確保」「効果的・効率的な医療提供」をこれまで以上に重視し、地域に必要な医療を安定的かつ継続的に提供するとともに、経営基盤の強化に向け更なる経営改革と経営改善に努める。

第2期中期計画	2025（令和7）年度計画
第1 中期計画の期間 2022（令和4）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの4年間とする。	第1 年度計画の期間 2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの1年間とする。
第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 医療サービスの向上 2 医療提供体制の整備 3 患者・住民サービスの向上 4 地域医療連携の強化 5 信頼性の確保	第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置 1 医療サービスの向上 2 医療提供体制の整備 3 患者・住民サービスの向上 4 地域医療連携の強化 5 信頼性の確保
第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築 2 勤務する職員に魅力ある病院づくり	第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築 2 勤務する職員に魅力ある病院づくり
第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 経営基盤の構築 2 収益の確保と費用の節減 3 計画的な投資と財源確保	第4 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置 1 経営基盤の構築 2 収益の確保と費用の節減 3 計画的な投資と財源確保
第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置 1 環境問題への取組	第5 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置 1 環境問題への取組
第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算（2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで） 2 収支計画（2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで） 3 資金計画（2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで）	第6 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画 1 予算（2025（令和7）年度） 2 収支計画（2025（令和7）年度） 3 資金計画（2025（令和7）年度）
第7 短期借入金の限度額 1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由	第7 短期借入金の限度額 1 限度額 1,000百万円 2 想定される短期借入金の発生理由
第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画	第8 出資等に係る不要財産の処分に関する計画
第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	第9 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画
第10 剰余金の使途	第10 剰余金の使途
第11 料金に関する事項 1 診療料金等 2 診療料金等の減免 3 その他	第11 料金に関する事項 1 診療料金等 2 診療料金等の減免 3 その他
第12 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の業務運営等に関する規則（平成30年筑西市規則第35号）に定める事項 1 施設及び設備に関する計画（2022（令和4）年度から2025（令和7）年度まで） 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 積立金の処分に関する計画	第12 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の業務運営等に関する規則（平成30年筑西市規則第35号）に定める事項 1 施設及び設備に関する計画 2 中期目標の期間を超える債務負担 3 積立金の処分に関する計画

なお、「第2期中期計画」、「経営強化プラン2023」及び「2025（令和7）年度計画」の詳細につきましては、法人のホームページに掲載している中期計画等をご参照ください。

7 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

法人は、中期目標等に基づき法令等を順守しつつ業務を行い、法第3条の目的を有効かつ効率的に果たすため、法第22条に基づき、業務の適正を確保するための整備について、業務方法書に定めております。

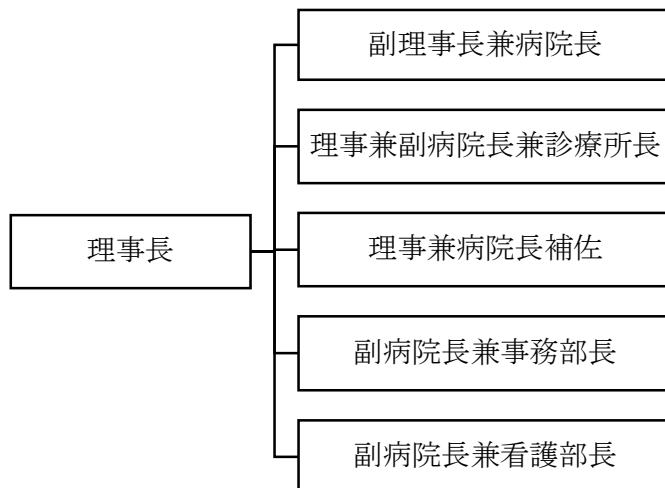
詳細については、業務方法書

(リンク先：https://www.iwmo.or.jp/data/doc/1781150994_doc_44_0.pdf) をご覧ください。

・ガバナンスの体制図（法人運営会議）

法人は、院内で法人運営会議を開催しており、これが法人内部の最高決定機関となります。

法人運営会議参加者：理事長、副理事長兼病院長、理事兼副病院長兼診療所長、理事兼病院長補佐、副病院長兼事務部長、副病院長兼看護部長



(2) 役員の状況（2026（令和8）年3月31日現在）

役 職	氏 名	備 考
理 事 長	水 谷 太 郎	
副理事長	梶 井 英 治	茨城県西部メディカルセンター 病院長
理 事	田 邊 義 博	茨城県西部メディカルセンター 病院長補佐
理 事	近 藤 匡	茨城県西部メディカルセンター 副病院長 兼 筑西診療所 所長
理 事	河 野 元 嗣	筑波メディカルセンター病院 病院長
理 事	本 多 正 徳	芳賀赤十字病院 院長
理 事	長 倉 成 憲	長倉内科・外科クリニック 院長
監 事	篠 崎 和 則	弁護士
監 事	山 口 烈	税理士

(3) 職員の状況（2026（令和8）年3月31日現在）

① 常勤職員の数

376名

② 職員の平均年齢

39.8歳

(4) 重要な設備投資の状況

施設及び設備に関する計画及び中期目標の期間を超える債務負担

契約内容	契約期間	契約額	翌事業年度以降 支払予定額
医療情報システム運用保守	2025. 5. 1～2032. 4. 30	319, 573, 000 円	295, 157, 550 円

(注) 上記数値は消費税抜きの金額を記載しております。

(5) 純資産の状況

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
設立団体出資金	103	0	0	103
資本剰余金	774	7	0	781
利益剰余金	▲442	0	941	▲1,383
純資産合計	436	7	941	▲499

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

(6) 財源の状況

① 財務の内訳

(単位：百万円)

区分	金額	構成比率 (%)
収入		
営業収益	4,936	71.8%
営業外収益	50	0.7%
資本収入	1,894	27.5%
合計	6,880	100.0%

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

② 営業収入に関する説明

営業収益4,936百万円の内訳として、本業である医業収益が4,607百万円、その他に運営費負担金268百万円、補助金等収益61百万円などがあります。

(7) 社会及び環境への配慮等の状況

環境問題への取組

法人は、医療機関特有の環境負荷を認識し、地球環境に配慮した病院及び診療所経営を主体的に行うとともに、筑西市が目指す温室効果ガスの排出抑制等による二酸化炭素排出実質ゼロへの取組に協力します。

8 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

(1) リスク管理の状況

法人のリスク管理は、茨城県西部メディカルセンターの医療安全管理室及び感染対策室を中心に行っています。そのほか、災害対応にも取り組んでいます。

① 医療安全管理室

医療安全に関しては医療安全管理室を中心に様々な取組を行っています。インシデント事例については、毎日カンファレンスを実施し、事例の分析、支援、ラウンド及び委員会等でのフィードバックを行うことで、医療事故の予防及び再発防止に努めています。

また、インシデント報告におけるレベル0（ヒヤリハット）の報告割合については、10%以上が望ましいとされる中、2025（令和7）年度の報告割合は11.9%と目標を上回り、職員の安全意識の向上と積極的な報告体制の定着が図られています。

さらに、2025（令和7）年度は院内医療安全研修として、7月に「転倒・転落について」、1月から2月にかけて「急変対応」をテーマとした研修を実施し、職員の医療安全に対する知識及び意識の向上を図りました。また、医薬品安全管理者と共同して「救急カートについて」の院内研修を実施しました。これらの研修は職員受講率100%を達成し、医療安全対策の徹底に努めました。

【実績】

年 度	2025(令和7)
項 目	
インシデント報告数	1,163 件

② 感染対策室

感染症対策に関しては感染対策室を中心に様々な取組を行っています。当院では、「標準予防策の習慣化」を基本方針として感染対策の徹底を図っており、2025（令和7）年度においても感染対策スロ

ーガンを掲げ、職員への意識付けと定着に取り組みました。特に、筑西保健所及び管内医療機関と連携し、薬剤耐性菌対策として手指衛生の強化を推進しました。

また、各部署において手指消毒使用量の基準値を設定し、使用量が低い部署に対しては感染対策室が直接介入して分析及び指導を実施することで、適切な手指衛生の実践につなげました。抗菌薬ラウンド及び感染症ラウンドを継続的に実施し、抗菌薬の適正使用や耐性菌対策の強化を図るとともに、院内環境の監視と改善に努めました。

さらに、第二種感染症指定医療機関として、筑西保健所や筑西広域消防本部等と連携した新興感染症受入訓練を実施し、感染症発生時の対応体制を強化しました。麻しん疑い事例や鳥インフルエンザ接触者対応、レジオネラ症、百日咳などの各種感染症にも適切に対応しました。

地域における感染対策の向上にも取り組み、感染対策向上加算連携医療機関とのカンファレンスや感染対策ラウンドを実施するとともに、筑西保健所管内の医療機関及び介護施設との情報共有や助言を行うことで、地域全体の感染対策体制の強化に寄与しました。

③ 災害対応

茨城県西部メディカルセンターは、地域災害拠点病院として、大規模災害や新興感染症発生時に迅速かつ的確に対応できる体制整備に取り組んでいます。

2025（令和7）年度は、DMAT（災害派遣医療チーム）として、9月に実施された政府主催の大規模地震訓練へ医師、看護師及び事務調整員の計7名を派遣し、現地参集訓練に参加しました。また、関東ブロック訓練への参加や院内火災対応訓練、透析室塩素ガス対応訓練を実施し、災害時及び緊急時の対応能力向上に努めました。

さらに、電子カルテシステムの更新に合わせて、医療情報システムサイバーセキュリティBCPを整備するとともに、災害時の業務継続体制の強化を図りました。

11月には、筑西保健所、筑西広域消防本部、筑西警察署、真壁医師会及び地域の医療機関等と連携し、第6回防災訓練を実施しました。災害時における医療提供体制の連携強化に加え、新興感染症への対応を想定した訓練を行うことで、地域の関係機関との協力体制の強化及び防災対応力の向上に努めました。

（2）業務運営上の課題とその対応策

① 経常収支の状況

2025（令和7）年度は、病床稼働率の向上やDPC制度を意識した病床運用、経営改善アクションプランの推進等に取り組みました。1日平均入院患者数は161.6人、病床利用率は79.6%となりましたが、感染症患者への対応や患者の高齢化に伴う在院日数の長期化などにより、計画値には達しませんでした。

経常収支比率は85.5%となり前年度とほぼ同水準を維持したものの、医業収支比率は79.2%となり前年度を下回りました。外来患者数及び入院患者数の減少に加え、電子カルテ更新に伴う減価償却費の増加が主な要因であり、引き続き収支改善に向けた取組が必要となっています。

② 医業収益の状況と改善のための方策

医業収益の確保に向けて、救急患者及び紹介患者の積極的な受入れ、多職種連携による早期退院支援、DPC制度を意識した病床運営を推進しました。また、新規加算や管理料の取得、未収金対策、診療報酬請求精度の向上に取り組むとともに、地域医療機関への訪問活動を実施し、紹介患者の確保に努めました。

費用面では、医療材料や事務物品の価格交渉、後発医薬品の採用、委託業務の見直し及び一部業務の内製化を進めるとともに、経営改善アクションプランに基づく取組を推進しました。しかしながら、患者数の減少や電子カルテ更新に伴う費用増加の影響により医業収支比率は前年度を下回っており、今後も病床利用率の向上、診療単価の確保及び経費削減に継続して取り組む必要があります。

【実績】

年 度	2025(令和7)
項 目	
1日平均入院患者数	161.6人
入院診療単価	53,759円
平均在院日数 (一般病床)	16日
病床利用率	64.6% (250床) 79.6% (203床)
1日平均外来患者数	375.5人
外来診療単価	13,282円

※目標の病床利用率算定に係る病床稼働数は250床

運用病床の病床利用率算定に係る病床稼働数は203床

年 度	2025(令和7)
項 目	
人件費対医業収益比率	73.9%
材料費対医業収益比率	20.5%
薬品費対医業収益比率	7.2%
経費対医業収益比率	29.5%

9 実績の適正な評価の前提情報

実績の適正な評価に資するための各事業の取組や実績の情報について、「2025(令和7)年度計画」において、項目別に記載します。

第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 医療サービスの向上

新型コロナウイルス感染症の5類移行後も感染対策を継続しながら診療を行い、インフォームド・コンセントの徹底やクリニカルパスの見直しを通じて、患者中心の安全で質の高い医療の提供に努めました。

また、ホームページや広報紙「にじいろ」等を活用した情報発信を継続するとともに、マイナ保険証の利用促進に取り組みました。

入退院支援については、多職種が連携し患者の状況に応じた支援を実施し、筑西診療所では在宅医療連携グループを16機関まで拡充し、訪問診療1,071件、訪問看護3,386件を実施するなど在宅療養支援体制の充実を図りました。

急性期医療では、第二種感染症指定医療機関として感染症対応体制を維持しながら、がん、脳疾患、心疾患及び糖尿病に対する専門的医療を提供し、手術件数は2,111件となりました。

救急医療については、筑西広域メディカルコントロール協議会の中心的役割を担い、救急搬送事後検証やBLS講習、救急勉強会等を実施しました。救急搬送応需率は80%となり、地域の二次救急医療機関としての役割を果たしました。

災害対応では、DMAT訓練や地域防災訓練への参加、医療情報システムサイバーセキュリティBCPの整備を行い、災害時の対応体制強化を図りました。

感染対策では、手指衛生の強化や抗菌薬適正使用に取り組むとともに、新興感染症受入訓練や感染対策向上加算連携医療機関とのカンファレンス、地域医療機関等への指導を実施し、地域全体の感染対策体制の強化に努めました。

(2) 医療提供体制の整備

医療スタッフの確保については、大学訪問や茨城県との連携を図り、地域臨床教育センター及び寄附講

座の活用により医師確保に努めるとともに、医師紹介会社の活用による人材確保を進めました。

また、専攻医及び研修医の受入れを継続し、将来の地域医療を担う人材の育成に取り組みました。

看護師確保については、就職説明会への参加や奨学金・支援金制度の活用、自治医科大学附属病院からの派遣受入れに加え、病院紹介動画の掲載やスカウトメールの配信など採用活動を強化しました。

また、実習生や職場体験の受入れを通じて将来的な人材確保に努めるとともに、業務改善による時間外勤務の削減を進め、働きやすい職場環境づくりに取り組みました。

医療スタッフの専門性向上については、研修参加や資格取得への支援を継続し、外部研修や学会参加を通じて専門知識及び技術の向上を図りました。認定看護師や認定看護管理者等の育成を進めるとともに、診療報酬に関する研修を実施し、病院経営に関する知識の向上にも取り組みました。

多職種連携については、退院支援カンファレンスを中心に、医師、看護師、社会福祉士等が連携し、患者の状況に応じた支援を実施したほか、栄養サポートチーム、感染対策チーム及び褥瘡対策チームによる活動を通じて、チーム医療の推進と医療の質の向上に努めました。

(3) 患者・住民サービスの向上

患者及び患者家族の満足度向上に向け、意見箱やホームページを通じて寄せられた意見・要望を患者サポート委員会と共有し、会計窓口や精算機の導線見直し、駐車場案内の改善等を実施しました。

また、患者満足度調査を実施し、その結果を公表するとともに、調査結果や意見を踏まえた改善に取り組みました。さらに、面会制限の緩和や売店利用の再開を行うなど、患者サービスの向上を図りました。駐車場案内の改修やマイナ保険証利用の推進に取り組み、受付窓口の混雑緩和や事務処理の効率化を図ることができました。

筑西市が開催した「ちくせい地域医療シンポジウム」へ参加し、当法人の医師が地域医療の現状や課題、今後の在り方について講演を行い、地域住民への啓発と地域医療への理解促進に努めました。

新たに整備した健診センターの運用を開始し、健診及び人間ドック受診者の確保に努めるとともに、特定保健指導や脳ドックを充実させ、企業や各種団体への訪問活動や広報活動を通じて受診勧奨を実施し、健診受診者数5,611件、うち人間ドック1,715件となりました。

病児保育事業については、「病児保育だより」やパンフレットの配布、保育施設への訪問を通じて制度の周知を図るとともに、感染症予防対策に関する情報提供を行い、地域の子育て支援の充実に努めました。

(4) 信頼性の確保

医療安全対策として、インシデント事例について毎日のカンファレンスを通じて分析とフィードバックを行いました。2025（令和7）年度のインシデント報告件数は1,163件で、レベル0（ヒヤリハット）の報告割合は11.9%となり、目標を上回りました。また、「転倒・転落」及び「急変対応」をテーマとした医療安全研修の実施に加え、「救急カートについて」の院内研修を行い、いずれも職員受講率100%を達成しました。

法令遵守では、育児休業及び介護休業に関する規程の改正や医療情報システム運用管理規程の制定を行うとともに、個人情報保護規程の整備及び個人情報保護委員会の設置により、適正な業務運営及び情報管理体制の強化を図りました。加えて、信頼性の確保及び法令遵守の観点から、職員による横領事案の発生を受け、会計・資金管理体制の総点検を実施するとともに、内部統制の強化を図り、再発防止策の実施に努めました。

地域に開かれた医療施設として、真壁医師会との連携懇話会や救急勉強会を開催し、地域の医療機関との連携強化に努めました。また、筑西市地域医療シンポジウムへの参加や、当院初となる病院フェスタを開催し、地域住民との交流と西部メディカルセンターへの理解促進を図りました。

広報活動では、広報紙「にじいろ」を年3回発行するとともに、筑西市広報紙「ピープル」への掲載を通じて、地域住民に対する情報発信を行いました。新型コロナウイルス感染症の5類移行後は、各種研修会やイベントを再開し、地域に開かれた病院としての役割を果たしました。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築

効率的な運営及び管理体制の確立に向け、法人運営会議、病院運営会議及び診療所運営会議を統合し、法人合同運営会議として運営することで、情報共有の一元化と迅速な意思決定を図りました。また、医師全体会や診療連絡会議を定期的に開催し、経営状況の共有に努めました。しかしながら、経営状況の分析は一定程度行えたものの、改善に向けた具体的な方策を建設的に協議することはできず、議論は表面的なものにとどまりました。

経営改善については、経営コンサルタントと連携しながら月次の経営分析を実施し、その結果を診療協議会において発表いたしました。しかし、これはあくまでも現状分析の報告にとどまり、「各部署で十分に精査して取り組んでもらいたい」との指示に終始したため、経営改善に着手しようとしても、各部署では具体的に何をどうすればよいのかが分からず、実効性のある取組につなげられない状態が繰り返されました。

(2) 勤務する職員に魅力ある病院づくり

人事給与制度については、人事制度検討委員会を開催し、刷新した人事評価制度の定着と運用状況の検証を行いました。評価制度の妥当性や運用上の課題について検討するとともに、看護部におけるラダーを活用した評価基準の影響等を分析し、職員の納得感及び意欲向上につながる制度運用に努めました。

職員満足度の向上については、正規職員を対象としたアンケートを実施し、職員の意見や課題の把握に努めました。今後は調査結果の分析を進め、経年比較を踏まえた改善策の検討につなげることにしています。

働き方改革への取組として、非常勤医師の確保や医師事務作業補助者の活用により医師の業務負担軽減を図るとともに、特定行為看護師を増員し、タスク・シフト／シェアの推進に努めました。また、院内保育所において夜間保育の対象を小学生まで拡大するとともに、預かり開始年齢を生後2か月まで引き下げるなど、子育てと就労の両立を支援する環境整備を進めました。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためにとるべき措置

(1) 経営基盤の構築

急性期病棟ではDPC制度を意識した病床運営を推進し、期間Ⅱ期以内率の向上や診療単価の確保に取り組みました。しかし、入り口となる患者の多くが、本来の急性期医療ニーズよりも介護・看護ニーズが高い層であったためケアミックス化を招き、Ⅱ期での退院が難しく転院先の調整を余儀なくされる状況が続きました。このような中、期別退院管理にこだわるばかりで入院後の調整にとどまり、医療需要の高い患者を積極的に取り入れるための取組、すなわち外来新患枠の拡大による予定入院の増加や、救急外来におけるトリアージ精度の向上といった根本的な対策は行われませんでした。その結果、患者単価の向上にはつながりませんでした。

また、救急患者及び紹介患者の積極的な受入れや病床利用率の向上に努め、収益確保に取り組むとともに、経営面では月次の収支分析や資金収支の管理、経営改善アクションプランの推進、各種経営指標を活用した進捗管理や増収・費用削減対策を行いました。が、病院経営の基本である「単価の増加×稼働率の上昇」に向けた根本的な取組には至らず、分析中心の対応に留まりました。

(2) 収益の確保と費用の節減

収益確保に向けて、紹介元医療機関への迅速な返書対応や訪問活動を実施し、紹介患者及び救急患者の積極的な受入れに努めました。また、多職種連携による早期退院支援やDPC制度を意識した病床運営、新規加算等の取得、未収金対策を推進し、収益確保に取り組みました。

一方で、感染症患者への対応や患者の高齢化に伴う在院日数の長期化などにより、1日平均入院患者数は161.6人、病床利用率は79.6%となり、計画値には達しませんでした。

費用節減については、医療材料や事務物品の価格交渉、後発医薬品の採用及び委託業務の見直しや一部内製化を進めるとともに、経営改善アクションプランに基づく取組を推進し、経費削減と経営基盤の強化に努めました。

(3) 計画的な投資と財源確保

医療機器購入委員会において、医療機器の現状や更新時期を踏まえた中長期的な更新計画を策定し、資金計画を考慮しながら計画的な機器更新を実施しました。また、認定看護師の育成を推進し、慢性心不全看護認定看護師を1名養成するなど、専門性の高い医療提供体制の充実に努めました。

第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためにとるべき措置

(1) 環境問題への取組

環境問題に対する職員の意識向上を図るため、情報発信やごみ分別の周知徹底に取り組み、筑西市のゼロカーボンシティ宣言に貢献するためソーラーカーポートを導入し、再生可能エネルギーの活用による環境負荷の低減と電気料金の削減を図りました。

さらに、資源ごみの分別及びリサイクルを推進するとともに、処理業者との連携により効率的な分別方法の周知を行い、資源の有効活用と経費削減に努めました。ペットボトルキャップの回収によるワクチン寄附活動にも継続して取り組みました。

10 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 業務の成果と使用した資源との対比

(単位：百万円)

項 目	評価(※1)	行政コスト
第1 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 医療サービスの向上		
(1) 患者中心の安全で心のこもった良質な医療の提供	3	
(2) 急性期を中心に地域特性を反映する医療の提供	3	
(3) がん、脳疾患、心疾患、糖尿病への対応	3	
(4) 救急医療の取組	3	
(5) 災害拠点病院としての災害への取組	3	
(6) 小児医療への取組	4	
(7) 地域包括ケアシステムの推進	2	
(8) 感染症への対応	3	
2 医療提供体制の整備		
(1) 優秀な医療スタッフの確保	3	
(2) 医療スタッフの専門性・医療技術の向上	3	
(3) 多職種連携に基づくチーム医療の実践	3	
3 患者・住民サービスの向上		
(1) 患者及び患者家族の満足度向上への取組	3	
(2) 利便性及び快適性の向上	3	
(3) 健康増進、疾病の予防及び予防医療の活動	2	
(4) 病児保育への取組	3	
4 地域医療連携の強化		
(1) 地域医療機関、かかりつけ医との連携（2人主治医制）	3	
(2) 地域医療支援病院としての取組	3	
5 信頼性の確保		
(1) 医療安全対策等の徹底	3	
(2) 法令、行動規範、病院理念等の遵守	2	
(3) 地域や関係者に開かれた医療施設としての取組	3	
第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 地方独立行政法人としての業務運営及び管理体制の構築		
(1) 効率的な運営及び管理体制の確立	1	
(2) 事務職員の職務能力の向上	3	
2 勤務する職員に魅力ある病院づくり		
(1) 意欲を引き出す人事給与と制度の整備	3	
(2) 職員満足度の向上	3	
(3) 働き方改革への取組	3	
第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置		
1 経営基盤の構築	2	
2 収益の確保と費用の節減		
(1) 収益の確保	2	
(2) 費用の節減	2	
3 計画的な投資と財源確保	2	
第4 その他業務運営に関する重要事項を達成するためとるべき措置		
1 環境問題への取組	3	
合 計		6,495

(※1) 自己評価区分

自己評価の点数は、以下の5段階となっています。

- 5：大幅に上回って実施している
 4：上回って実施している
 3：年度計画を順調に実施している
 2：十分に実施できていない
 1：大幅に下回っている

1.1 予算と決算の対比

(1) 予算と決算の対比

(単位：百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
営業収益	5,725	4,936	
医業収益	5,426	4,607	①
運営費負担金	268	268	
補助金等収益	31	61	
営業外収益	48	50	
運営費負担金	24	24	
その他営業外収益	24	26	
資本収入	1,105	1,894	
運営費負担金	209	209	
補助金等収益	10	3	
長期借入金	886	880	
貸付金	0	2	
定期預金	0	300	②
投資有価証券	0	500	③
計	6,878	6,880	
支出			
営業費用	5,574	5,781	
医業費用	5,062	5,247	
給与費	3,108	2,928	④
材料費	970	961	
経費等	977	1,354	⑤
研究研修費	7	4	
一般管理費	512	534	
営業外費用	35	36	
資本支出	1,234	1,322	
建設改良費	896	989	
長期借入金償還金	166	162	
移行前地方債債務償還金	169	169	
貸付金	3	2	
計	6,843	7,139	
予算収支	35	▲ 259	

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

(2) 予算と決算の対比

※予算額と決算額の差額の説明

- ① 入院患者数が計画を下回ったことによる
 ② 定期預金が満期となったことによる

- ③ 地方債が満期となったことによる
- ④ 職員数が計画を下回ったことによる
- ⑤ 消耗備品費、光熱水費、修繕費、保守費等が計画より増加したことによる

12 財務諸表

(1) 要約した財務諸表

① 貸借対照表

(単位：百万円)

資産の部	2024 (R6)	2025 (R7)	負債の部	2024 (R6)	2025 (R7)
固定資産	8,611	8,409	固定負債	9,706	9,831
有形固定資産	7,504	7,668	資産見返負債	3,408	3,186
投資その他の資産	1,107	741	長期借入金	984	1,528
流動資産	2,399	1,969	移行前地方債償還債務	3,923	3,753
現金及び預金	1,539	1,026	長期リース債務	—	12
医業未収金	807	893	引当金	1,391	1,352
たな卸資産	49	44	流動負債	868	1,046
その他	3	5	一年以内返済		
			移行前地方債償還債務	169	170
			一年以内返済		
			長期借入金	74	248
			短期リース債務	—	4
			未払金	395	402
			未払消費税等	4	—
			預り金	47	47
			引当金	171	166
			その他	8	9
			負債合計	10,574	10,877
			純資産の部	2024 (R6)	2025 (R7)
			資本金	103	103
			資本剰余金	774	781
			利益剰余金	▲ 441	▲ 1,383
			純資産合計	436	▲ 499
資産合計	11,010	10,378	負債純資産合計	11,010	10,378

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

② 行政コスト計算書

(単位：百万円)

科目	2024 (R6)	2025 (R7)
損益計算書上の費用	6,443	6,495
医業費用	5,879	5,924
一般管理費	536	534
財務費用	27	36
臨時損失	1	1
その他行政コスト	0	0
行政コスト合計	6,443	6,495

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

③ 損益計算書

(単位：百万円)

科目	2024 (R6)	2025 (R7)	差額
営業収益	5,456	5,497	41
医業収益	4,721	4,678	▲ 43
運営費負担金収益	414	470	56
補助金等収益	42	62	20
資産見返補助金等戻入	263	272	9
その他	16	15	▲ 1
営業費用	6,415	6,459	44
医業費用	5,879	5,925	46
給与費	2,959	2,936	▲ 23
材料費	1,027	962	▲ 65
減価償却費	557	639	82
経費等	1,337	1,388	51
一般管理費	536	534	▲ 2
営業利益	▲ 959	▲ 962	▲ 3
営業外収益	46	50	4
運営費負担金収益	25	25	0
その他営業外収益	21	25	4
営業外費用	27	35	8
経常利益	▲ 940	▲ 947	▲ 7
臨時利益	-	7	7
臨時損失	1	1	0
当期純利益	▲ 941	▲ 941	0

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

④ 純資産変動計算書

(単位：百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	103	774	▲ 442	436
当期変動額	0	7	▲ 941	▲ 934
その他行政コスト	0	0	0	0
当期総利益	0	0	▲ 941	▲ 941
その他	0	7	0	7
当期末残高	103	781	▲ 1, 383	▲ 499

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科目	2024 (R6)	2025 (R7)	差額
業務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 431	▲ 560	▲ 129
診療業務活動によるキャッシュ・フロー	853	749	▲ 104
その他の業務活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1, 285	▲ 1, 309	▲ 24
投資活動によるキャッシュ・フロー	▲ 1, 157	▲ 198	959
財務活動によるキャッシュ・フロー	312	545	233
資金増加額	▲ 1, 277	▲ 213	1, 064
資金期首残高	2, 516	1, 239	▲ 1, 277
資金期末残高	1, 239	1, 026	▲ 213

(注) それぞれ四捨五入により、端数において合計と一致しないものがあります。

13 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報

(1) 財政状態、運営状況及びキャッシュ・フローの状況の理事長による説明情報

① 貸借対照表

【資産】

2025(令和7)年度末現在の資産合計は10,378百万円と、前年度と比較して632百万円の減少(5.7%減)となりました。これは、経常収支の悪化に伴う現金及び預金の減少が主な要因となります。

【負債】

2025(令和7)年度末現在の負債合計は10,877百万円と、前年度と比較して303百万円の増加(2.9%増)となりました。これは、医療情報システム更新に伴う借入金の増加が主な要因となります。

② 行政コスト計算書

2025(令和7)年度の行政コストは6,495百万円と、前年度と比較して52百万円の増加(0.8%増)となりました。全額が損益計算書上の費用であり、その増加によるものです。

③ 損益計算書

【営業収益】

2025(令和7)年度の営業収益は5,497百万円と、前年度と比較して41百万円の増加(0.8%増)となりました。これは、入院患者数の減少により医業収益の減少したものの、運営費負担金収益及び補助金等収益が増加したことが主な要因となります。

【営業費用】

2025（令和7）年度の営業費用は6,459百万円と、前年度と比較して44百万円の増加（0.7%増）となりました。これは、医療情報システム更新に伴う減価償却費が増加したこと、また、物価高騰などの影響により、経費等に含まれる光熱水費や消耗品費などの増加が主な要因となります。

【営業外収益】

2025（令和7）年度の営業外収益は50百万円と、前年度と比較して4百万円の増加（8.7%増）となりました。これは、定期預金及び投資有価証券の満期に伴う受取利息の増加が主な要因となります。

【営業外費用】

2025（令和7）年度の営業外費用は35百万円と、前年度と比較して8百万円の増加（29.6%増）となりました。これは、返済に伴う支払利息の増加が主な要因となります。

【臨時利益】

2025（令和7）年度の臨時利益は7百万円となりました。

【臨時損失】

2025（令和7）年度の臨時損失は1百万円と、前年度とほぼ同額となりました。

【当期純利益】

2025（令和7）年度の当期純利益は▲941百万円と、前年度とほぼ同額となりました。本業である医業収益が入院患者数の減少に伴い減収となったこと、また、物価高騰などによる費用の増大が経常利益の減少に影響を及ぼしています。

④ 純資産変動計算書

2025（令和7）年度末現在の純資産合計は、当期純利益▲941百万円に伴う利益剰余金の減少により、▲499百万円となります。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

【業務活動によるキャッシュ・フロー】

2025（令和7）年度の業務活動によるキャッシュ・フローは560百万円の資金減少となり、前年度と比較して129百万円資金が減少しました。診療業務活動によるキャッシュ・フローに含まれる診療業務による収入の減少が主な要因となります。

【投資活動によるキャッシュ・フロー】

2025（令和7）年度の投資活動によるキャッシュ・フローは198百万円の資金減少となったが、前年度と比較して959百万円資金が増加しました。定期預金や投資有価証券の満期による収入の増加が主な要因となります。

【財務活動によるキャッシュ・フロー】

2025（令和7）年度の財務活動によるキャッシュ・フローは545百万円の資金の増加となり、前年度と比較して233百万円資金が増加しました。長期借入れによる収入の増加が主な要因となります。

14 内部統制の整備・運用に関する情報

（1）内部統制の運用に関する情報

内部統制の実施状況は、次のとおりです。

地方独立行政法人の内部統制については、国の独立行政法人と同様に地方においても重要とされ、その業務方法書に内部統制の体制について明文化することとされました。

地方自治法等の一部改正する法律（平成29年法律第54号）による改正後の法第22条第2項において、業務方法書には、「役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律、他の法令、設立団体の条例もしくは規則又は定款に適合することを確保するための体制の整備に関する事項その他設立団体の規則で定める事項を記載しなければならない」とされています。

<法人の内部統制の運用（業務方法書第8条、第9条、第12条）>

法人は、役員（監事を除く。）の職務の執行が法又は他の法令、筑西市の条例もしくは規則又は定款に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備等を目的として、基本理念及び運営方針を策定し、役員及び職員の倫理指針及び行動指針を定めています。

また、理事会の設置及び役員の職務に関する規程等を整備しています。内部統制を推進するため、役員を構成員とする内部統制推進体制と内部統制に関する規程等を整備しています。

<監事監査・内部監査（業務方法書第16条、第17条、第18条）>

監事が監事監査を適正に実施する体制に関する規程等を整備しており、監事は法人の業務及び会計に関する監査を行い、監査結果を理事長に報告するものとしています。

業務方法書では内部監査担当部門を設置し内部監査を実施するとともに、内部監査の結果に対する改善措置状況を理事長に報告するものとしています。

また、内部通報及び外部通報に関する規程等を整備するとともに、内部通報及び外部通報が、内部統制を担当する役員や監事に確実にかつ内密に報告される仕組みを整備するものとしています。

15 法人の基本情報

(1) 沿革

2018（平成30）年10月	地方独立行政法人茨城県西部医療機構 設立 茨城県西部メディカルセンター 開院 筑西診療所 開所
2020（令和 2）年 4月	DPC対象病院 （茨城県西部メディカルセンター）
2021（令和 3）年 8月	地域医療支援病院として茨城県より承認 （茨城県西部メディカルセンター）
2021（令和 3）年12月	茨城エコ事業所として登録 （茨城県西部メディカルセンター）
2025（令和 7）年 4月	ちくせい総合健診センター 開設

(2) 設立根拠法

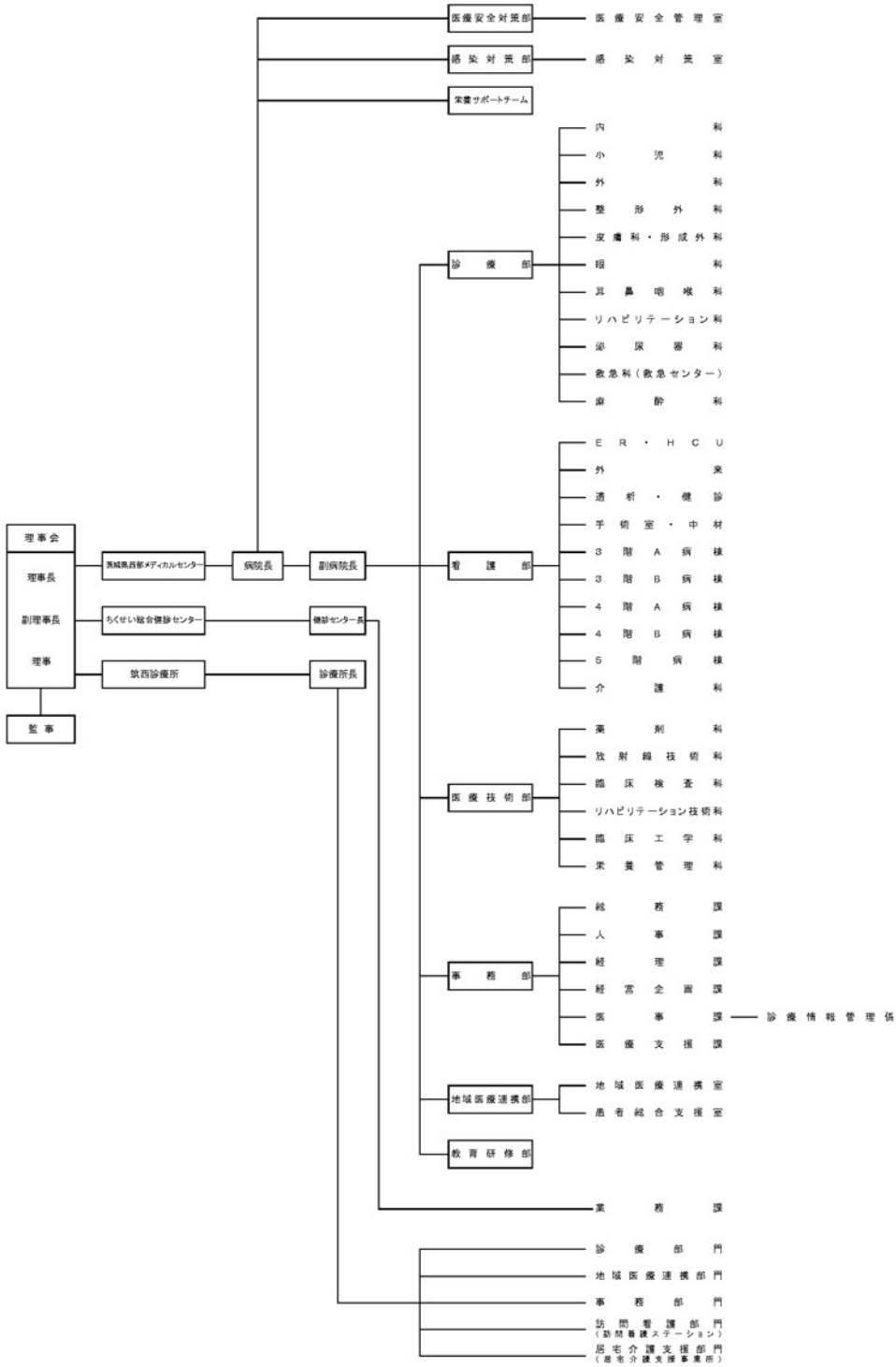
地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）

(3) 設立団体

筑西市

(4) 組織図

2025年4月1日現在
地方独立行政法人茨城県西部医療機構 茨城県西部メディカルセンター・ちくせい総合健診センター・筑西診療所 組織図



(5) 所在地

茨城県西部メディカルセンター	〒308-0813	茨城県筑西市大塚555番地
ちくせい総合健診センター	〒308-0813	茨城県筑西市大塚555番地
筑西診療所	〒308-0847	茨城県筑西市玉戸1658番地